

東久留米市訓令乙第5号

令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年1月19日

東久留米市長 富田 竜馬

令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、物価高騰により苦しむ東久留米市内（以下「市内」という。）に事業所のある介護サービス等を提供する事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 この要綱における支援金の交付対象者は、物価高騰により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年12月1日時点で、東京都又は東久留米市（以下「市」という。）による別表第1アに掲げる介護サービス等の指定又は許可を受けているもの

イ 令和5年12月1日時点で、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームとして都道府県知事に届出を行っているもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けており、別表第1イに掲げるもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項及び同法第57条第1項に規定する住宅改修を行っており、別表第1ウに掲げるもの

(2) 令和5年4月から令和5年12月までの間に、前号のサービス等を提供した実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団員等に該当する者

(2) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断

する者

(交付額)

第3 支援金は、別表第2に定めるサービスごとに交付基準額を算定し、交付決定をする年度の予算の範囲内で交付する。ただし、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付要綱（令和5年東久留米市訓令乙第60号）による支援金（以下「令和4年度第2次支援金」という。）の交付を受けている場合は、別表第2に定めるサービスごとに当該交付額を除いた額を交付額とする。

2 別表第2に定める交付額が令和4年度第2次支援金の交付額を下回るサービスについては、支援金を交付しない。

(交付申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合において、当該申請が適切であると認めるときは、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、交付しないと決定したときは、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金不交付決定通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6 市長は、第5の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、交付事業者に対し、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第7 市長は、第6の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に交付事業者が支援金が交付されているときは、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金返還決定通知書（様式第4号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 交付事業者は、前項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、指定された期日までに取り消された支援金を返還しなければならない。

(報告及び調査等)

第8 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付事業者に対し、報告、調査その他必要な措置（以下「報告及び調査等」という。）を求めることができる。

2 交付事業者は、報告及び調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(委任)

第9 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定める

もののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和6年1月19日から施行する。
- 2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った支援金の交付決定に対する第6から第8までの規定の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2関係）

介護サービス種別・高齢者向け居住施設	
ア	訪問介護 訪問看護（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 訪問リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 短期入所生活介護（介護予防を含む） 短期入所療養介護（介護予防を含む） 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む） 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 東久留米市介護予防・生活支援サービス（訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く） 居宅介護支援 介護予防支援 特定福祉用具販売（福祉用具貸与を含む）
イ	住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅
ウ	居宅介護住宅改修 介護予防住宅改修

別表第2（第3関係）

サービス名	交付基準額
居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、東久留米市介護予防・生活支援サービス（訪問介護を併設して実施する場合を除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）、訪問リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）、特定福祉用具販売（福祉用具貸与を含む）、居宅介護住宅改修、介護予防住宅改修	1事業当たり50,000円
通所介護、地域密着型通所介護、東久留米市介護予防・生活支援サービス（通所介護、地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く）、認知症対応型通所介護（介護予防を含む）、通所リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）	令和5年12月1日時点の定員数に5,000円を乗じた額
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護	令和5年12月1日時点の定員数に9,000円を乗じた額
短期入所生活介護（介護予防を含む）、短期入所療養介護（介護予防を含む）、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	令和5年12月1日時点の定員数に15,000円を乗じた額

※1事業所1単位当たりの定員数は、指定申請上の定員数を上限とする。

※同時一体的に事業を実施している通所介護、地域密着型通所介護、東久留米市介護予防・生活支援サービス（通所介護、地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く）は、同時一体的に実施している1単位当たりの定員数を上限とする。

※居宅介護住宅改修、介護予防住宅改修について、両方を行っている場合は、1つの事業として取り扱う。

※小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護の定員数は、登録定員数とする。